

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

2. 業務の目的

本市は公共交通の課題として、「バス利用のわかりやすさ・使いやすさ向上」「ファーストワンマイルの移動手段確保」「モード間の役割の整理と連携強化」「サービスの持続可能性確保」等が課題となっており、令和6年3月に策定した「観音寺市地域公共交通計画」では、課題への対応施策（事業）として、「昼間の時間帯を中心とした観音寺市のりあいバスの運行回数増・路線短縮」「支線における新たな移動手段の導入」「三豊市コミュニティバスを含めた情報提供媒体の作成」などを示している。

そこで本業務では、のりあいバスの役割とデマンド型交通等の新たな移動手段の役割を整理し、限られた財源のなかで利便性が高く運行効率がよい公共交通網の構築に向けた検討や公共交通マップ等の作成に係る事業の検討を行い、「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画」を策定することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 計画準備

業務着手に当たり、検討方法等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 交通事業者・関係機関等協議調整

利便増進実施計画の策定にあたって必要となる関係交通事業者や四国運輸局との調整・協議の支援を行う。

(3) 再編事業内容の検討・整理

過年度作成した「観音寺市地域公共交通計画」に基づき、具体的な再編の方向性を整理し、のりあいバス5路線の再編案及びデマンド型交通等の新たな移動手段の導入など新たな交通手段の検討を行う。検討にあたっては、利用しやすいダイヤや運行回数の設定、運賃体系の整理を行うこと。

(4) 運行コストの試算

のりあいバスの再編やデマンド型交通等の新たな移動手段の新規導入等の路線再編に伴うコストの試算を行う。

(5) 地域公共交通利便増進実施計画(案)の検討

協議会や前項までの検討状況、事業実施に必要な資金の額・調達方法、事業の効果等を取りまとめた観音寺市地域公共交通利便増進実施計画(案)を作成する。また、併せて本業務の業務報告書を作成する。

(6) 協議会等の運営補助

業務の進捗に応じて開催する観音寺市地域公共交通活性化協議会で協議する資料の作成、協議会へ出席し、協議会での事務局支援等を行う。

なお、協議会の開催は、3回程度を想定し、会議資料の印刷や議事録の作成は事務局が行う。

(7) 打合せ協議

対面での打ち合わせ協議を計3回程度行う。その他、必要に応じてオンライン等での協議を実施する。

5. その他

(1) 本業務で作成された成果品の著作権は観音寺市に帰属する。

(2) 業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いには十分留意すること。

(3) 本業務では公共交通マップ等の作成は実施しない。

(4) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。